

令和元年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」  
分担研究報告書

障害児支援事業所の外部評価－段階評価の結果から－

研究分担者 稲田 尚子（帝京大学）  
研究代表者 内山 登紀夫（大正大学）  
研究分担者 安達 潤（北海道大学）  
齊藤 真善（北海道教育大学）  
宇野 洋太（大正大学）  
堀江 まゆみ（白梅学園大学）  
松葉佐 正（熊本大学）

【研究要旨】

研究班全体で、全国の放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、居宅型訪問発達支援事業、入所施設（医療・福祉）の事業所を対象に、2019年9月～2020年2月にかけて、外部評価を実施した。当初の研究計画では、全国100事業所の外部評価の実施を目指していたが、2020年2月頃からの新型コロナ感染拡大に伴い、外部評価者の研究参加および被外部評価事業所の受け入れが困難となったため、84事業所にとどまった。その内訳は放課後等デイサービス事業37、児童発達支援事業32、保育所等訪問支援事業11、居宅型訪問発達支援事業0、入所施設（医療）2、入所施設（福祉）2であった。居宅型訪問発達支援事業所の外部評価も当初計画されていたが、上述の理由により実施ができなかった。全事業所、事業所種別ごとに各項目の得点分布を見て、天井効果、フロア効果がある項目を検討した結果、そのような項目はなく、適切にサービスの質を段階評価できることが明らかとなった。また全事業所に対して、総合評価（S・A・B・C・Dの5段階評価）別に各項目の得点平均を出し、総合評価別に得点平均が2.5点以上の項目を概観し、評価別の事業所の現状と課題を検討した。A評価の事業所は全体的にいずれの項目も高評価であったが、最も欠けており今後重視していく視点として、支援の効果に関する継続的かつ数量的な評価であることが明らかとなった。BおよびC評価の事業所は、保護者に対しては価値観を尊重し共感的な態度で対応していることが明らかとなったが、利用児のアセスメントスキル、その結果に基づく支援目標の設定、障害特性に応じた個別的な対応が課題となることが示唆された。

A. 研究目的

従来は、障害のある子どもの通所支援については、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）を根拠法とする「児童デイサービス事業」、児童福祉法を根拠法とする「知的障害児通園施

設」「難聴幼児通園施設」「肢体不自由児通園施設」、及び予算事業として「重症心身障害児（者）通園事業」があるなど、複数の制度のもと、障害種別で異なる施設・事業が運営されていた。そのため、居住地域にサービスがあっ

も、対象でないなどの理由から利用することができず、遠方の施設を利用することを余儀なくされている場合も少なくなかった。このような問題を解消することを目的に、2012年4月に児童福祉法が改正され、障害のある子どもやその家族がより身近な地域で支援を受けることができるように、児童福祉法に根拠規定が一本化され、障害児通所支援に関しては「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」に再編されるとともに、その実施主体は市町村に一元化されることになった。

その後は、市町村による支援の量的整備が進められ、発達障害のある子どもを主とする利用者の増加や、民間企業等の参入が活性化するなどの背景もあり、障害児通所支援に関しては施設・事業所数ともに増加傾向を示している。なかでも、平成29年社会福祉施設等調査の概況調査（厚生労働省、2018）によると、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所数が急増しており、前者が5,981カ所、後者が11,301カ所に達している。このように、サービスを提供する事業所が全国的に増加傾向を示す中、各事業所が提供する支援の質の向上が課題となっている。

支援の質の担保及び向上のため、厚生労働省は、標準的な支援のあり方を示す指針として、平成27年に「放課後等デイサービスガイドライン」（厚生労働省）、平成29年には「児童発達支援ガイドライン」を策定し公表した（厚生労働省、2019）。他方、社会的養護領域での第三者評価の義務化に象徴されるように、児童福祉分野では実際に行われている支援内容を検

証する方法として「第三者評価」の重要性が高まっており、障害児支援においても外部の中立的機関による事業評価が必要であると考えられる。ただし、社会福祉分野全体として、福祉サービスの第三者評価は十分に普及しておらず、全国社会福祉協議会による平成30年度の受審率は、放課後等デイサービス（対象数11,301）で0.17%、児童発達支援事業（対象数4,984）で0.22%であった（全国社会福祉協議会政策企画部、2019）。

そのため、研究班ではより小規模な事業所に対して簡便に実施できる新たな外部評価を開発し、評価者養成講座を経て、全国の放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、居宅型訪問発達支援事業、入所施設（医療・福祉）を対象に、外部評価を実施した。本研究では、その結果をもとに外部評価項目の妥当性及び障害児支援事業所の現状と課題を検討する。

## B. 研究方法

### 1. 外部評価対象事業所

全国の障害児支援事業所（放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、居宅型訪問発達支援事業、入所施設（医療・福祉））の84事業所に対して、2019年9月～2020年2月にかけて、外部評価を実施した。事業所種別の事業所数の内訳を表1に示す。当初の研究計画では、全国100事業所の外部評価の実施を目指していたが、2020年2月頃からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外部評価者の研究参加および被外部評価事業所の受け入れが困難となったため、84事業所にとどまった。居宅型訪問発

達支援事業所の外部評価も当初計画されていたが、上述の理由により実施ができなかった。

表1 外部評価事業所数

事業所種別	数
放課後等デイサービス事業	37
児童発達支援事業	32
保育所等訪問支援事業	11
居宅型訪問発達支援事業	0
入所施設（医療）	2
入所施設（福祉）	2
計	84

## 2. 外部評価者

2019年9月7日・8日に開催された外部評価評価者養成講座に参加した48名および研究代表者、研究分担者6名の計54名が外部評価者となった。

## 3. 外部評価の手続き

実施した外部評価の手続きは、以下の通りであった。

### ① 外部評価申し込みと受付

研究事務局は、被評価施設からの外部評価申し込みを受けた後、外部評価の詳しい説明と同意取得、外部評価セットの送付を行った。

被評価事業所は、職員向け説明会の実施、利用者への説明と研究班 Web 家族アンケート／インタビューの依頼、同意書への署名と返送を行った。

### ② 事前準備・事前分析

被評価事業所は、自己評価の実施（必須）、

関連資料の準備、保護者等の聞き取り調査の日程調整を行った。

外部評価実施者（1～2名）は、外部評価の日程調整、事業所のホームページの閲覧、研究班保護者 Web アンケートの確認、ガイドラインの自己評価表と保護者等向けアンケートの確認、必要に応じて研究事務局への問い合わせを行った。

### ③ 訪問調査

訪問調査では、外部評価者1～2名が1日訪問し、被評価事業所とスケジュールの確認、同意書の確認、支援現場の観察、施設長や職員からの聞き取り、個別支援計画等の関連書類確認等、保護者等からの聞き取り、フィードバックを行った。

### ④ 外部評価結果のとりまとめ

研究事務局は、被評価事業所に、謝礼のクオカードおよび Web 家族アンケート／インタビューの謝礼のクオカードを送付した。

事業所および協力家族は、受領証を研究事務局に返送した。

外部評価者は、研究担当者との合議による評価を実施し、外部評価の報告書を作成した。

### ⑤ 外部評価結果の報告

研究事務局は被評価事業所に報告書を送付した。

事業所は報告書を確認し、Web アンケートにて外部評価についての評価を回答した。

## 4. 分析方法

4-1.全事業所、事業所種別ごとに各項目の得点分布を見て、天井効果、フロア効果がある項目を検討する。

4-2.全事業所に対して、総合評価（SABCDの5段階評価）別に各項目の得点平均を出し、総合評価別に得点平均が2.5点以上の項目を概観し、評価別の事業所の現状と課題を検討する。

4-3.全事業所の保護者を対象とした保護者支援の状況に関して、項目別に得点分布を示し、支援状況を把握した。

**研究倫理** 本調査は、大正大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（認証番号：第18—032）。外部評価者および外部評価協力機関には、書面と口頭で説明し、書面で同意を得た。

## C. 研究結果

### 1. 全事業所、事業所種別における各項目の得点分布

全事業所および事業所種別（放課後等デイサービス、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、入所施設（医療・福祉））に外部評価評価者および事業所の自己評価結果をそれぞれ表2、3、4、5、6に示す（報告書の末尾に添付）。

全体としても、またいずれの事業所種別においても、外部評価者および事業所の評価については、ほどよく4段階の得点に分布していた。

### 2. 全事業所の総合評価別における各項目の得点分布

全事業所の総合評価に関する合議が完了した69事業所について、総合評価別の分布を表7に

示した。Sの特に優れているが1件、Dの明らかに水準に達していないが1件あり、A・B・Cにもほどよく分布した。

表7 総合評価別の事業所数

総合評価	数
S：特に優れている	1
A：優れている（改善の余地が部分的にはある）	30
B：改善の余地がある	22
C：改善の余地が大きい	15
D：明らかに水準に達していない	1
計	69

総合評価別における外部評価評価者および事業所の自己評価結果をそれぞれ表8、9、10、11、12に示した（報告書の末尾に添付）。また、各項目における総合評価別の平均得点を表13に示す（報告書の末尾に添付）。

次に、A・B・Cの総合評価を受けた事業所について、A・B評価の事業所では得点平均が2.5点以上の項目について、C事業所については得点平均が2.5点以上の者がなかったため、2.0点以上の項目について、得点が高い順に並べ替えたものを表14、15、16に示す。

表14 A評価事業所における2.5点以上の項目群

番号	項目内容
17	【入所項目】子ども一人一人は、可能な限り、生活の中で自分の好みが反映されるように配慮されている
18	【入所項目】子ども一人一人は、生活を豊かにすることを目的とした多様な活動体験をしている

22	【入所項目】子ども一人一人は、本人の能力と特性に応じた教育を受ける機会が提供されている
46	【重心項目】子ども一人一人は、かすかな反応にも気づかれ、意欲を引き出す支援を受けている
47	【重心項目】子ども一人一人は、その子の心身が楽で、障害による発達阻害が軽減されるようなポジショニングに基づいた支援を受けている
35	子ども一人一人は、支援者から穏やかな声や表情で対応されている
57	保護者は、保護者自身の価値観を支援者に尊重されている
63	保護者は、支援者から共感的に支援されている
67	家族は、当事業所の支援に満足している
41	子ども一人一人は、食事を楽しく食べている
42	子ども一人一人にとって、その空間は適度なスペースで清潔に保たれ、快適に過ごしている
38	子ども一人一人が学ぶ際には、成功体験をできるだけ多く持つことが重視され、失敗体験はできるだけ回避されるように配慮されている
39	子ども一人一人が学ぶ際には、成功体験にはほめられる機会が、失敗体験には次の成功に向けた再チャレンジの機会が保証されている
61	保護者は、支援者から利用日の子どもの情報を適切に伝えられ、相互共有できている
45	事業所は、支援者や家族による虐待の可能性について考慮しており、その疑いがある場合、適切な機関に報告している
68	子ども一人一人は、当事業所の支援に満足している

58	保護者は、子どもの特性理解に向けた支援者との話し合う機会を提供されている
27	【重心項目】子ども一人一人の個別支援計画には、医療ケア、生活支援、発達支援がバランスよく盛り込まれている。
71	子ども一人一人は、十分に質の高い支援を受けている
3	事業所は、支援者に外部の研修会に参加して専門性を高める機会を提供しており、勤務時間内での研修受講を認めている
30	保護者に向けた書類（個別支援計画や検査報告書等）は、保護者に分かりやすく、専門用語を使わず、子育ての参考や子供の理解につながるような内容である
34	子ども一人一人は、必要に応じて個別の部屋や場所の使用が認められている
48	支援者は、事業所内において、チームで連携した発達支援を実施している
32	事業所は、それぞれの活動エリアと活動の流れが子どもにとってわかりやすいように明瞭化された支援環境となっている
28	子ども一人一人は、個別支援計画において、6ヶ月以内に達成が見込まれる具体的な目標が設定されており、実際に6ヶ月おきに評価されている
33	子ども一人一人は、過剰な感覚刺激に晒されないように、環境上の配慮がされている
56	【保育所等訪問支援】支援者は、適切な実施間隔と実施期間で適切に保育所等訪問支援を実施している
14	子ども一人一人は、自分の長所が把握され、それに基づいた支援を受けている
59	保護者は、子育てで困難や不安を感じることを支援者に話して、支援の説明や安心感を得る機会を保証されている

69	子ども一人一人は、個人のニーズに応じた個別の支援を受けている
37	子ども一人一人は、スキルの獲得に際して、支援者の介助、補助のレベルが計画的に減らされ、自立につながられている
13	子ども一人一人は、自己決定する力を育てるための支援をうけている
15	子ども一人一人は、自分の嗜好（好み）が把握され、それに基づいた配慮ある支援を受けている
31	子どもの環境は、障害に応じた整備がされており、また必要な道具が準備されている
36	子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容と方法についての情報提供を受けている
12	子ども一人一人は、適切なコミュニケーションの方法を学んでいる
23	保護者（および可能な範囲で子ども自身）は、個別支援計画の作成に参加している
11	子ども一人一人は、余暇スキルのレパートリーを増やすため支援を受けている
43	子ども一人一人は、自分のペースで活動できることが尊重された支援を受けている
9	子ども一人一人は、個別の障害特性に配慮された支援を受けている
10	子ども一人一人は、日常生活での自立と適応状況が評価され、また自立と適応を促すための支援を受けている
51	事業所は、保育所等訪問支援により、子どもの集団生活の場において、子どもへの直接支援および保育者への間接支援を行っている
70	子ども一人一人は、障害児支援に関するガイドラインに沿った支援を受けている

50	子ども一人一人は、次のライフステージ、関係機関、一般施策機関への移行に際して、支援が途切れないための引継ぎを受けている
----	---

表 15 B 評価事業所における 2.5 点以上の項目群

番号	項目内容
67	家族は、当事業所の支援に満足している
35	子ども一人一人は、支援者から穏やかな声や表情で対応されている
57	保護者は、保護者自身の価値観を支援者に尊重されている
63	保護者は、支援者から共感的に支援されている
59	保護者は、子育てで困難や不安を感じることを支援者に話して、支援の説明や安心感を得る機会を保証されている
22	【入所項目】子ども一人一人は、本人の能力と特性に応じた教育を受ける機会が提供されている
19	【入所項目】子ども一人一人は、可能な限り、個人に合った役割（食事の手伝い・掃除等）をもち、それを自立的に最後まで成し遂げている

表 16 C 評価事業所における 2.0 点以上の項目群

番号	項目内容
41	子ども一人一人は、食事を楽しく食べている
63	保護者は、支援者から共感的に支援されている
57	保護者は、保護者自身の価値観を支援者に尊重されている

35	子ども一人一人は、支援者から穏やかな声や表情で対応されている
61	保護者は、支援者から利用日の子どもの情報を適切に伝えられ、相互共有できている

### 3. 保護者支援の状況について

保護者に対する支援 11 項目、利用児に対する支援 4 項目について、保護者に「とてもあてはまる」「あてはまる」「どちらともいえない」「当てはまらない」「まったくあてはまらない」の 5 件法で回答してもらった。保護者支援に関する 11 項目は、①保護者（および利用児）の個別支援計画作成への参加、②価値観を尊重した支援、③子どもの特性理解に向けた保護者と支援者の話し合いの機会、④保護者の育児の困難感に対する支援、⑤子どもの発達課題に対する家庭での対応についての指導・助言、⑥利用日の情報の適切な伝達、⑦将来の状態像のつながりを踏ま

えた情報提供、⑧共感的な支援、⑨保護者同士で交流する機会や情報の提供、⑩保護者も参加できる講演会や研修会の機会や情報の提供、⑪保護者の満足度であった。利用児に対する支援の 4 項目は、①利用児の満足度、②利用児の個別のニーズに応じた個別の支援、③利用児へのガイドラインに沿った支援、④利用児への十分に質の高い支援、であった。

保護者アンケートの結果を図 1 に示す。ほとんどの項目で 80%以上が「とてもあてはまる」「あてはまる」と回答していた。⑤子どもの発達課題に対する家庭での対応についての指導・助言、⑦将来の状態像のつながりを踏まえた情報提供、⑨保護者同士で交流する機会や情報の提供、⑩保護者も参加できる講演会や研修会の機会や情報の提供、は「とてもあてはまる」「あてはまる」に回答した保護者は 60～70%にとどまった。

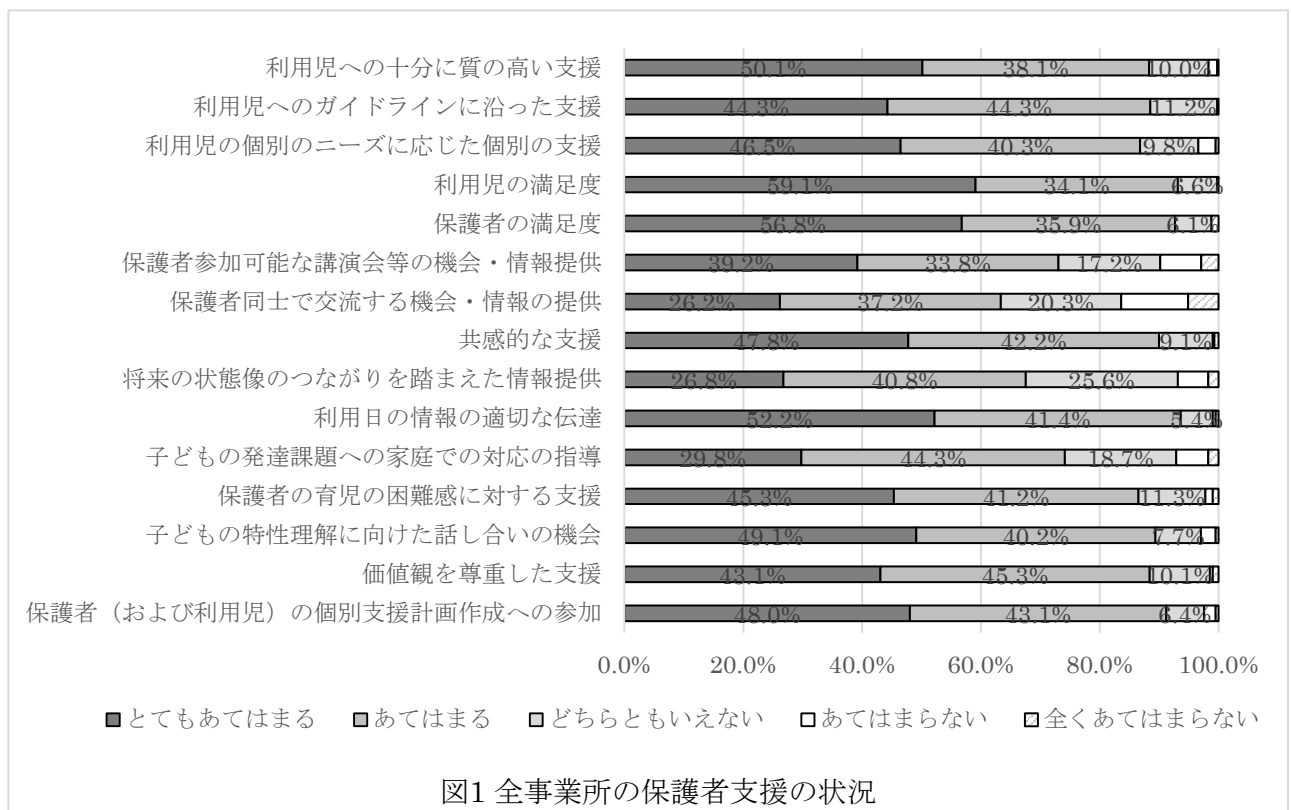


図1 全事業所の保護者支援の状況

## D. 考察

### 1. 外部評価項目の構成について

今回の外部評価において、71項目いずれも天井効果、フロア効果を示した項目はなく、0・1・2・3の4段階評価に適度に分布していた。このことから、外部評価71項目はすべて障害児支援サービスの支援の質を評価するのに適していると考えられた。

### 2. 総合評価別の事業所の特徴抽出と今後の課題

S評価およびD評価の事業所は、それぞれ1箇所であったため、S・D評価の事業所は除き、A・B・C評価の事業所別に平均得点が高い項目や平均得点が低い項目から、各事業所の特徴を検討し、今後の課題を明らかにする。

まず、A評価の事業所は、全71項目中44項目(62%)において、2.5点以上の評価を得ており、外部評価の6つの理念に相当するすべての領域において高い水準でサービスの質が保たれていることが分かる。とりわけ障害特性を理解し、個別性の高いサービスを提供していると考えられる。一方、評価得点平均が低かった下位5項目は、以下であった：(44)子ども一人ひとり、入浴・排泄に際しては同性によってケアされている、(1)事業所は、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職を配置している、(5)事業所は、ホームページやSNS等で事業所に関する情報を適切に発信している、(40)子ども一人一人の毎回の行動変化および活動環境(人や物)の影響を確認できるように、直接観察により継続的に数量的評価がなされている、(21)【入所項目】子ども一人一人は、本人の意思や好みに応じて地域の行事に参加したり、地域の人とふれあう機会を提供されている。このことから、より専門職を配置するべきと考えることもできるだろうが、専

門職の配置はあまり評価が高くないにも関わらず、質の高いサービスを提供できているということとも言えよう。サービスの質の確保は、専門資格の有無によらないことを示唆する重要な知見の1つとなるかもしれない。また、A評価の事業所が目指すべきサービスの在り方として、現時点であまり目指されていない課題は、子ども一人ひとりにとって効果のあるサービス、ではないだろうか。障害児支援事業所においての利用日の子どもの情報については、記述的に記録したり連絡帳で保護者に伝達されているが、利用児一人ひとりの支援目標に沿い、瞬時に経過が把握できるような数量的な記録ができるようになると、さらなるサービスの質の向上が見込まれると考えられる。記述的な記録に加え、数量的、段階的な評価を日々記録していくことにより、利用児の成長や変化を不断に把握し、必要に応じて支援方針を変えていくような対応が求められると考えられる。

B評価およびC評価の事業所については、得点平均こそ違うものの、それぞれの事業所で到達度が上位にあるもので共通しているのは、子どもへの穏やかな声や表情での対応、保護者の価値観の尊重、保護者への共感的態度であった。A評価の事業所にあつて、B・C評価の事業所に欠けているものはやはり、利用児の的確なアセスメントとその結果に基づく個別的な支援、であろう。しかし、それにも関わらず、B評価の事業所では、家族の満足度は非常に高いという結果が得られており、興味深い。このことは、家族のニーズにはマッチしたサービスを提供しているということを示唆する。利用児のニーズと家族が感じているニーズにズレが生じていることも少なくないが、B評価以下の事業所は、利用児自身のニーズよりも家族が語るニーズを重視している可能性が否定できない。利用児に対するアセスメントス



キルが不足していると、家族が語るニーズに沿った支援計画を立てることに重きがおかれることにつながりかねず、結果的に利用児の真のニーズは置き去りにされる場合もある。家族の満足度は、外部評価のアウトカムとして重要な指標となりうるが、どのようなサービスに対しての満足度なのかを外部評価時に明確に把握してきて必要があると考えられる。

### 3. 保護者支援の状況について

全国の事業所の保護者支援の状況は、全体的に良好であることが示唆された。アンケート結果から、事業所外の家庭での対応に対する助言や、保護者同士の交流会や保護者対象の研修会等の機会や情報提供は、今後より強化していくべき内容であることが明らかとなった。

### E. 結論

全事業所に対して、総合評価（S・A・B・C・Dの5段階評価）別に各項目の得点平均を出し、総合評価別に得点平均が2.5点以上の項目を概観し、評価別の事業所の現状と課題を検討した。A評価の事業所は全体的にいずれの項目も高評価であったが、現在最も欠けており今後重視していくべき視点として、支援の効果に関する継続的かつ数量的な評価であることが明らかとなった。BおよびC評価の事業所は、保護者に対しては価値観を尊

重し共感的な態度で対応していることが明らかとなったが、利用児のアセスメントスキル、その結果に基づく支援目標の設定、障害特性に応じた個別対応が課題となることが示唆された。

### F. 研究発表

#### 1. 論文発表

稲田尚子・渡辺顕一郎・内山登紀夫（2020）障害児通所支援事業所の利用決定過程における保護者の情報収集・検索に関する全国調査：第三者評価の認知と支援の質の向上に向けて。帝京大学心理学紀要，24，33-43.

#### 2. 学会発表 なし

### G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

#### 1. 特許取得 なし

#### 2. 実用新案登録 なし

#### 3. その他 なし